

# 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会会員規程

## (総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会(以下本会という。)定款第19条に規定する会員について、必要な事項を定めるものとする。

## (会 員)

第2条 本会の会員は、知的な障害を持つ本人及びその家族とし、次のとおりとする。

- (1) 支部会員  
支部及び各機関に所属し加入している者。
- (2) 個人会員  
支部会員以外の個人(知的障害者本人を含む)で、本会の目的に賛同し入会した者。
- (3) 団体会員  
上記(1)(2)以外で、本会の目的に賛同し入会した法人又は団体
- (4) 賛助会員  
本会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人及び法人又は団体。
- (5) 特別会員  
本会の目的に賛同し、事業を賛助するため特別な助成を行なった者。

## (入 会)

第3条 本会の会員になろうとする者は、自由に加入できる。但し、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

## (会 費)

第4条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 支部会員は支部を構成し、これに所属する会員1名当たりの会費は、月額200円とし、本部に納入する。
- (2) 個人会費は、年額10,000円とする。
- (3) 団体会員は、年額50,000円とする。
- (4) 賛助会費は、個人の場合は、年額(一口)2,000円、団体の場合は、年額(一口)10,000円とし、口数は、一口以上自由である。
- (5) 特別会費は、300,000円以上とする。
- (6) 特別な事情のある支都会員については、理事会の承認を得て会費を、免除する事ができる。

## (退 会)

第5条 本会を退会しようとする者は、自由に退会できる。

但し、退会届をあらかじめ書面で、理事長に提出しなければならない。

- 2 会員が死亡又は解散したときは、退会したものとする。
- 3 会員の退会に際して、既納の会費は返還しない。

## (支 部)

第6条 支部とは、知的障害児者本人とその家族で、大阪市・大阪府下各市・町・村及び各機関(学校・施設・作業所等)を単位として組織されているものをいう。

- 2 支部を組織するときは、会費5名以上を原則とする。  
但し、理事会の承認ある場合はこの限りでない。
- 3 支部は、原則として「育成会」又は「手をつなぐ親の会」を称するものとする。  
但し、特別な事情のある場合は、この限りでない。
- 4 支部は、本会に帰属し、本会事業の円滑な運営に協力するものとする。

(委 任)

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、大阪府知事の認可があった日から施行する。

(平成9年1月6日大阪府指令福指第9-105号)

附 則 この改正は、平成11年10月1日から施行する

附 則 この改正は、平成14年4月1日から施行する

附 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する

附 則 この改正は、平成18年4月1日から施行する

附 則 この改正は、平成20年11月1日から施行する